

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(抄)

法第三十四条第一項(納付の手続)の納付書	別紙第一号書式
法第三十四条の六第一項(納付受託者の帳簿保存等の義務)の帳簿	別紙第一号の三書式
法第三十六条第二項(納税の告知)の納税告知書	別紙第二号書式
法第三十七条第一項(督促)の督促状	別紙第三号書式
法第五十二條第二項(保証人の納付)の納付通知書	別紙第四号書式
法第五十二條第三項の納付催告書	別紙第五号書式
法第五十五条第一項(納付委託)の納付受託書	別紙第六号書式
法第九十七条第三項(身分証明書の提示)の身分証明書	別紙第七号書式
令第四十二條第四項(納税証明書の交付)の請求書	別紙第八号書式
法第二百二十三條第一項(納税証明書の交付)の証明書	別紙第九号書式

- 法第六十七条第四項(差し押えた債権の取立て)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十五条第二項(納付受託書の交付)の納付受託書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。
- 令第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則別紙第一号書式に又は第二号の二書式にこれらに所要の調整を加えたものによる。

附則

- この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

- この省令による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則(昭五四・一六令一)

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則(昭一九・三財令八)

- この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三條第三項の改正規定は、平成二十年一月四日から施行する。

附則(令二・三財令〇)

- この省令は、令和三年一月一日から施行する。(ただし書省略)

附則(令三・三財令一〇)

- この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則(経過措置)

- この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(令四・三財令二)(抄)

- この省令は、令和三年一月一日から施行する。(ただし書省略)

附則(別紙書式略)

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(抄)

(昭三三・五二法四八) 最終改正 令四・五二五法四八

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売(以下単に「競売」という。)との手続の調整を図るため、これらの手続に関する規定の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(昭和三十四年法律百四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。

2 この法律において「徴収職員等」とは、徴収職員、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

3 この法律において「動産」とは民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二百一十條第一項に規定する動産をいい、「不動産」とは同法第四十三條第一項に規定する不動産(同法第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。)をいい、「船舶」とは同法百一十條に規定する船舶をいい、「航空機」とは航空法(昭和二十七年法律二百三十一号)第五條に規定する新規登録がされた飛行機及び回転翼航空機をいい、「自動車」とは道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第十三條第一項に規定する登録自動車(自動車抵当法(昭和二十六年法律百八十七号)第二条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。)をいい、「建設機械」とは建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第三条第一項の登記がされた建設機械をいい、「小型船舶」とは小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二二号)第九条第一項に規定する登録小型船舶をいい、「債権」とは民事執行法第四十三條に規定する債権をいい、「その他の財産」とは動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び債権以外の財産権をいう。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(抄)

法第三十二条第一項(第二次納税義務の通知)の納付通知書及び法第二十四条第三項前段(譲渡担保権者の物的納税責任の告知)書面	別紙第一号書式
法第三十一条第二項の納付催告書	別紙第二号書式
法第五十四条(差押調査)の差押調査書	別紙第三号書式
法第六十二条第一項(債権の差押えの手続)及び法第六十二条の二第一項(電子記録債権の差押えの手続)の債権差押通知書(第三債務者に対するもの)	別紙第四号書式
法第六十二条の二第一項の債権差押通知書(電子債権記録簿に対するもの)	別紙第四号の二書式
法第六十八条第一項(不動産の差押えの手続)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押えの手続)についての準用規定)又は法第七十一条第一項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押えの手続)についての準用規定)において準用する場合を含む。及び法第七十二条第一項(特許権等の差押えの手続)の差押書	別紙第五号書式
法第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手続)の差押通知書	別紙第六号書式
法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手続)の差押通知書(発行者に対するもの)	別紙第六号の二書式
法第七十三条の二第二項の差押通知書(振替機関等に対するもの)	別紙第六号の三書式
法第八十一条第一項(交付要求の手続)の交付要求書	別紙第七号書式
法第八十六条第一項(参加差押の手続)の参加差押書	別紙第八号書式
法第一百八条(売却決定通知書の交付)の売却決定通知書	別紙第九号書式
法第一百三十一条(配当計算書)の配当計算書	別紙第十号書式

法第一百四十六条第一項(捜査調書の作成)の捜査調書	別紙第十一号書式
法第一百四十七条第一項(身分証明書の呈示)の身分証明書並びに前条第二項(身分証明書の交付等)の国税収納官吏章及び同条第三項の歳入歳出外現金出納官吏章	別紙第十二号書式

2 法第六十七条第四項(差し押えた債権の取立て)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十五条第二項(納付受託証書の交付)の納付受託証書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。

3 令第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則別紙第二号書式に第二号の二書式にこれらの書式中「納税告知書二」を「納入告知書」とするその他所要の調整を加えたものによる。

附則

1 この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

2 この省令による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則(附五四・一大令)

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則(平一九・三財令一)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成十九年一月四日から施行する。

附則(令二・三財令二〇)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。(ただし書省略)

附則(令三・三財令二〇)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則(令四・三財令二)(抄)

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。(ただし書省略)

(別紙書式略)

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(抄)

最終改正 令四・五・二五法四八(昭三二・五二九四)

第一章 総則

第一節 趣旨

第一条 この法律は、滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売(以下単に「競売」という。)との手続の調整を図るため、これらの手続に関する規定の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「滞納処分」とは、国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。

2 この法律において「徴収職員等」とは、徴収職員、徴税吏員その他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

3 この法律において「動産」とは民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十二条第一項に規定する動産をいい、「不動産」とは同法第四十三条第一項に規定する不動産、同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。をいい、「船舶」とは同法第四十一条に規定する船舶をいい、「航空機」とは航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五条に規定する新規登録がされた飛行機及び回転翼航空機をいい、「自動車」とは道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十七号)第二条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。をいい、「建設機械」とは建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第三条第一項の登記がされた建設機械をいい、「小型船舶」とは小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)第九条第一項に規定する登録小型船舶をいい、「債権」とは民事執行法第一百四十三条に規定する債権をいい、「その他の財産」とは動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び債権以外の財産権をいう。